

(趣旨)

第1条 本規程は、本協会の運営を円滑に行うため、定款第41条、第44条及び第45条に基づき、部会・委員会に関する事項について定める。

(設置)

第2条 本協会には、総務・財務・広報部、強化育成部、指導普及部、競技運営部、審判部を置き、各部会には専門事項に関する専門委員会と必要に応じて特別委員会を置く。

(専門委員会)

第3条 専門事項に関する委員会は、次の17委員会とする。

(1) 総務・財務・広報部

- ・総務委員会
- ・会計委員会
- ・記録委員会
- ・事業企画委員会
- ・HP委員会

(2) 強化育成部

- ・強化委員会
- ・発掘育成委員会

(3) 指導普及部

- ・小学生委員会
- ・中学生委員会
- ・高校生委員会
- ・大学生委員会
- ・社会人委員会
- ・マスターズ委員会
- ・ライフスポーツ委員会
- ・指導者育成委員会

(4) 競技運営部

- ・競技運営委員会

(5) 審判部

- ・審判委員会

(特別委員会)

第4条 会長は、必要に応じて理事会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の設置期間及び構成委員は、理事会で定める。

(組織と運営)

第5条 各部会には、部長1名、副部長1名、会計1名及び部会員を置き、理事会の承認を得る。

2 部長は、部会を運営し、業務を推進する。

- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。また、実務総括的立場で、業務を推進する。
- 4 部会員の中から、総務担当1名及び会計担当1名を選任する。
- 5 他の部会に影響のある決定事項は、理事会の承認を得なければその効力を有しない。
- 6 部会の会議は、必ず議事録（要約：決定事項の要点筆記）を作成し、1部を本協会事務局に送付し、1部を当該部会で保存する。
- 7 部会は、毎年度事業計画及び予算並びに名簿（委員会名簿含む）を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならない。
- 8 部会は、毎年度事業報告及び決算を作成し、本協会の定める期日までに本協会に提出しなければならない。

（委員会）

第6条 各委員会には、委員長1名、副委員長及び委員を若干名置き、理事会の承認を得る。

- 2 委員長は、委員会を運営し、業務を推進する。委員長が複数の委員会の委員長を兼ねることは、理事会の承認を得なければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会の招集は委員長が行い、委員長が議長となる。
- 5 委員会の決定事項は、部会の承認を得なければその効力を有しない。

（任期）

第7条 部会員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（部会・委員会の業務）

第8条 各部会及び各委員会の主たる業務は、常務理事会で別に定める。

（新規事業）

第9条 各部会・委員会が、新規に事業を行うときは、理事会の承認を得なければならない。

（部会・委員会への出席）

第10条 専務理事、常務理事、監事は、必要に応じて全ての部会・委員会に出席できる。

- 2 各部会・委員会の開催案内は事前に事務局に提出する。

（連絡会議）

第11条 部会・委員会相互と事務局との連絡を密にすることを目的として、連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議は、専務理事が必要と認めたときに開催する。
- 3 連絡会議は、専務理事が招集し、議長となる。
- 4 出席者は、専務理事が必要と認めた役員及び社員とする。

（規程の改廃）

第12条 この部会・委員会規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附則 本規程は、令和6年（2024年）11月1日より施行する。